

富山県民小劇場指定管理者募集要項

令和7年8月

富山県生活環境文化部文化振興室

富山県民小劇場指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

- (1) 名称 富山県民小劇場（以下「県民小劇場」という。）
- (2) 所在地 富山市桜町1丁目1番61号 マリエとやま6・7階
- (3) 設置目的・管理運営方針等

県民小劇場（愛称：オルビス）は、県民の文化の向上と芸術の振興を図る目的で設置され、昭和62年に開館しました。富山駅前の立地と、大変交通の便がよく、子ども、高齢者にも利用しやすい施設です。また、10分割できるホール床面が、それぞれ+35cmから-15cmの範囲で昇降し、客席とステージを多彩なパターンでレイアウトできます。さらに、速度可変で回転する中央の円形部分を使って、ユニークな回転舞台の設置も可能です。

県民小劇場の客席数は最大で200席と比較的コンパクトな空間ですが、出演者と観客との一体感や親近感を育むには、手頃な広さといえます。ホール自体も、中央の円形舞台にあわせてレイアウトされた個性的な空間で、ミニコンサートや演劇など、小規模イベントに最適なスペースです。

このことから、オルビスは、①高校演劇部などのアマチュアの若手や新進芸術文化活動者の拠点としての役割を果たすほか、②若者の演劇集団のインキュベーターとしての機能、③駅前のにぎわい創出の拠点機能などを担っています。

県民小劇場の管理運営方針は、次のとおりです。運営はこの方針に基づき行っていただきます。

- ①富山県文化振興計画（平成30年3月改定）の趣旨や施策等を踏まえながら、全県域の県民を対象に本物の舞台芸術を理解できる観客を増やすため、施設の特性を活かした「芸術文化鑑賞の場」及び「芸術文化創造の場」を提供する。
- ②県内外で活躍する異色あるいは新進の芸術家の力を借りて、施設の特色を活かせるジャンルを取り上げ、多彩なプログラム構成により、舞台芸術の持つ魅力、面白さを再発見する機会を提供し、大ホールへの橋渡しとする事業に取り組む。
- ③施設の機能を十分に生かしたにぎわいの創出に資する多彩な事業に取り組むなど、これまでの県民小劇場の取り組みとの継続性・整合性を保つものとする。
- ④また、施設の愛称「オルビス(ORBIS)」については、引き続き使用するものとする。

(4) 施設の概要

- ①建物の構造 鉄筋コンクリート造（マリエとやま6・7階）
- ②建物面積 614.79㎡（富山ターミナルビル（株）より賃借）
- ③施設内容 多目的小ホール（最大200席、200㎡）、会議室（62㎡）
- ④開設 昭和62年9月

※施設概要については、下記の富山県民小劇場のホームページをご参照ください。

<http://www.bunka-toyama.jp/orbis/>

(5) 設備・備品の内容

別に配布の「県民小劇場の管理に係る業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）参照

(6) 利用状況等（過去の利用率、利用料金収入）

年度		R4	R5	R6
利用率	多目的小ホール	58%	54%	57%
	会議室	31%	31%	32%
利用料金収入		7,862千円	7,600千円	8,194千円
利用者数		16,358人	15,454人	16,801人

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

富山県民小劇場の設置目的をより効果的に達成させるため「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

（１）申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることとします。

- ① 法人等の団体であること（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）
- ② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のア～オのいずれにも該当しないこと。
ア 破産者で復権を得ないもの又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者
イ 県税を滞納している者
ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
エ 本県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
オ 地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者
- ③ 申請する法人等の役員に、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
- ④ 手續条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- ⑥ 事務所所在地の要件

県内に主たる事務所（本社・本店）を置き、又は置こうとする者であること。

（注）この場合、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出する日までの間で、県が指定する期日までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①～⑤については、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。⑥については、共同体を代表する法人等が要件を満たす必要があります。

（２）指定管理者が行う業務の範囲・内容（詳細は別添業務仕様書参照）

- ① 県民小劇場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ② 文化の振興に関する業務
- ③ 県民小劇場の利用の承認に関する業務
- ④ 県民小劇場の利用料金の徴収に関する業務
- ⑤ その他別添業務仕様書に記載する業務

・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき県と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備のメンテ

ナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による県の承認が必要となります。

(法令等の規制及び国・県等の指針・計画等)

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・説明会において必要な資料を配布し、説明します。

(3) 管理の基準

①休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

②開館時間 午前9時から午後10時まで

③管理の基準に関する提案について

- ・上記(3)①、②で定める管理の基準を上回る基準(開館時間の延長等)で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料(事業計画書等)は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ただし、この場合においても、当該公の施設の管理にかかる経費(以下「指定管理料」という。)は、(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・また、上記①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④法令等の遵守

- ・指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・指定管理者は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・指定管理者は、富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・手続条例第12条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤帳簿書類の保存

- ・指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間(令和8年4月1日から令和11年3月31日まで)

(5) 県が支出する指定管理料の上限

①指定管理料の上限額

(単位:千円)

	参考:R7 協定額	R8年度～R10年度の合計額	平均
指定管理料	36,972	119,292	39,764

- ・申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・上記指定管理料の上限額には公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません。(修繕費、備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照)
- ・上記の指定管理料の上限額は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除(相殺)した額となっています。

(参考) 管理に係る経費

(単位：千円)

	R8年度～R10年度の合計額
指定管理料の上限額	119,292
利用料金収入見込額	28,362
管理に係る経費	147,654

(参考) 過去3年間の管理経費

(単位：千円)

年 度	R 4	R 5	R 6
管理経費	45,534	47,621	49,905
内訳：人件費	27,482	32,638	33,577
光熱水費	357	303	375
委託費	3,853	4,625	4,625
その他	13,842	10,055	11,328

②指定管理料の支払方法等

指定管理料の支払方法

- ・年間の指定管理料の支払いは、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

	4 月	10 月	1 月	4～5 月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

- ・指定管理料は精算する必要はありません。

③留意事項

- ・指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照）

(修繕について)

- ・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

(単位：千円)

年度	参考R7協定額	R8	R9	R10
上限額	683	710	710	710

- ・修繕に係る費用については、3月毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。指定管理料と修繕費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・1件100万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去3年間の修繕の件数（1件100万円未満）

年 度	R 4	R 5	R 6
件 数	3 件	2 件	5 件
支出額	660,000円	682,000円	481,800円
主な修繕内容	・ホールロビー既設掲示板改修	・ホール調光器盤直流電源取替修繕	・ホール調光設備無停電電源装置更新

(備品購入について)

- ・公の施設の備品（富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をいう）は、

県において購入します（備品は県に帰属するものとします）。

- ・指定管理者が公の施設の管理に当たって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、手続条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・指定管理者は富山県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に協議し、当該物品の異動があったときは、その都度、県に報告するものとします。

（６）利用料金制度について

- ・県民小劇場は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用します。
- ・県民小劇場の利用料金の額について提案してください。
- ・利用料金は、富山県民小劇場条例第9条の規定により、条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については指定管理者の収入となります。
- ・令和8年度～令和10年度までの年間利用料金収入見込額は9,454千円／年とします。

（７）指定管理者と県とのリスク（役割）分担

リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1件100万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1件100万円以上）（※1）、備品の購入		○
施設に係る各種保険への加入（※2）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※3）	○	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※4）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（利用料金制導入施設）（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※5）		○
災害時の対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○（指示等）

（※1）1件100万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。

（※2）施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。

（※3）施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※4）天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。

（※5）指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

（８）管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は県に帰属することとします。
- ・管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、県へ定期報告書を提出する必要があります。

①報告書の記載内容及び添付書類

(記載内容) 施設利用者数、利用料金収入、実施事業、利用者等からの苦情及びその対応状況、施設の安全管理のために実施した取組み 等

(添付資料) 定期報告書の添付資料として参考資料があれば併せて提出してください。

②提出期限 翌月 10 日まで

③提出方法等 文化振興室へ 1 部提出

※ この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第 9 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、県へ事業報告書を提出する必要があります。

①報告書の記載内容及び添付書類

ア 管理の業務の実施状況

- ・施設管理業務の実施状況(再委託業務、修繕、備品購入、燃料等の使用実績等)
- ・企画事業の実施状況(業務仕様書に定めた業務で施設管理以外の業務)
- ・自主事業の実施状況
- ・安全対策の実施状況
- ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
- ・その他、管理の業務の実施状況

イ 利用状況(月別・施設別利用状況・利用料金収入状況等)

ウ 管理の業務に係る収支状況

エ 県民サービスの向上の実施状況

オ 事業評価の実施状況(事業評価の方法、結果、事業評価結果の反映状況)

カ 総括

キ 添付資料(再委託契約書、職員配置図等)

②提出期限 毎事業年度終了後又は指定管理期間満了後、1 箇月以内

③提出方法等 文化振興室へ 1 部提出

(11) 事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 県からの職員派遣について

- ・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が、職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められる場合は県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

(13) 県による調査・指示等

- ・県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づいて、当該管理の業務、又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(14) 県による指定管理者に対する評価

- ・県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

《評価項目》・・・評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- | |
|-----------------------|
| ① 利用者数・収入の増減に対する評価 |
| ② サービス向上に向けた取組み |
| ③ 利用促進（収入増）に向けた取組み |
| ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み |
| ⑤ 個人情報保護の取組み |
| ⑥ 関係団体との連携 |
| ⑦ 施設・設備の維持管理 |
| ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み |
| ⑨ その他必要と認められる事項 等 |

(15) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県または監査委員が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外部監査人が必要であると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要であると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(16) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・上記(13)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(17) 自主事業の実施について

- ・指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主的に事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出（申請）し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎年度、報告いただく必要があります。
- ・なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。
 - ア 自主事業の内容が、公の施設の設置目的に反しないものであること
 - イ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - ウ 収支計画書上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと
 - エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - オ 自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- ・自動販売機や売店、軽食コーナーの設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること

3 応募・選定手続き

(1) 募集

①募集要項の配布期間

令和7年8月6日（水）から令和7年8月13日（水）まで
（午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日、祝日は除きます。）

②配布場所

富山県生活環境文化部文化振興室文化政策課文化施設担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3436 FAX：076-444-4438

HPアドレス <https://www.pref.toyama.jp/1718/20250725orbis.html>

(2) 申請方法

①提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申請書 (様式第1号 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則第3条第1項に規定する第1号様式)

イ 事業計画書 (様式第2号)

ウ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)

※法人にあつては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について提出してください。

エ 誓約書 (様式第3号)

オ 法人等の概要を記載した書類 (様式第4号)

カ 法人等の役員名簿 (様式第4号の2)、法人等の組織図

キ 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの

ク 法人の登記事項証明書

ケ 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 (申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)

コ ケの書類を作成していない場合は、法人 (団体) の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

シ 共同体で申請する場合は、上記の他、次の i ~ vi の資料を提出してください。また、上記ウ及びオ~サについては、全ての構成員について提出してください。

i. 共同体の構成員及び代表者が分かる書類

ii. 共同体の協定書

iii. 共同体の役割分担及び業務実施体制等が明らかとなる書類

iv. 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

v. 共同体による申請にあつての誓約書 (様式第3号)

vi. 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状

ス 文化ホール又はこれに類する施設の管理業務の実績がある場合にはその内容が分かる書類 (過去3ヵ年程度の主なもの)

※共同体の場合は、構成員の実績でも可

②提出部数

紙により申請する場合は、A4フラットファイル等にファイリングしたものを正本1部、副本6部提出してください。(各書類に、見やすいようインデックスを付けてください。)

③申請先及び申請方法

・次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。

・電子メールで申請する場合は、次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「ク 法人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話をお願いします。

(申請書提出先)

富山県生活環境文化部文化振興室文化政策課文化施設担当

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3436 FAX：076-444-4438

電子メール：abunkashinko@pref.toyama.lg.jp

④申請書提出期間

・令和7年9月29日(月)から同年10月6日(月)まで(午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日、祝日は除きます。)

・郵送の場合は、郵便書留により令和7年10月6日(月)午後5時15分まで必着

⑤申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

- ・申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

- ・指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
 - ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
 - ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
 - ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
 - ・提出された書類は返却しません。
 - ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。
 - ・申請を撤回する場合は、辞退届（様式第7号）の提出が必要です。
- (共同体による申請に関する事項)
- ・複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
 - ・共同体の構成員は、同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

①質問・回答方法

- ・質問は、次の質問受付期間内に、質問票（様式第5号）をFAX又は電子メールにより、富山県文化振興室に提出してください。

<送付先>

電子メール：abunkashinko@pref.toyama.lg.jp

FAX：076-444-4438

- ・質問事項の他に申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・回答期日に、（4）の現地説明会に参加した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答をFAX又は電子メールで連絡します。
- ・FAX又は電子メール以外の方法による質問は受けません。

②質問受付期間 令和7年8月20日（水）から令和7年8月26日（火）午後5時15分まで

③質問への回答日 令和7年9月5日（金）（予定）

(4) 現地説明会の開催について

①日時 令和7年8月20日（水） 午後2時から

②場所 県民小劇場会議室（マリエとやま6階）

③参加方法

- ・現地説明会に参加される場合は、令和7年8月13日（水）午後5時15分までに現地説明会参加申込書（様式第6号）を電子メール又はFAXで富山県文化振興室に提出してください。なお、現地説明会への参加者は1法人等につき2名までとします。
- ・現地説明会参加申込書には、申請団体名（共同体による申請の場合は代表者名）、申請団体の所在地、電話番号、FAX番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。

<送付先>

電子メール：abunkashinko@pref.toyama.lg.jp

④留意事項

- ・申請を行う場合には必ず現地説明会に出席してください。現地説明会に出席されない場合は申請できません。（現地説明会では、法人等からの参加者であることを確認できるもの（会社の身分証明書等）の提示を求めます。）なお、現行の指定管理者以外の法人等から、現地説明会への参加申込みが無い場合には、現地説明会は開催しません。
- ・共同体により申請する場合には、構成員のいずれかの法人等からの参加が必要です。
- ・募集要項等の配布資料をご持参ください。

(5) 審査方法及び審査基準

①審査方法

- ・指定管理者の選定に係る審査は、「富山県民小劇場指定管理候補者選定委員会」において行います。
- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容（企画提案）についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考（二次審査）を行う場合があります。
- ・二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

②審査基準

審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画であるか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	20
	【サービスの向上】 e 文化の振興に関する事業の基本方針は適切か f 文化の振興に関する事業の内容は適切か、また実現可能性はどうか g 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか h DXによるサービスの向上が工夫されているか i 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか	20
	【利用の増加】 j 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか (県が定めた利用料収入見込額（数値目標）に関わらず、より意欲的な計画を定めているか) k 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか。	10
	計	50

3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点) = (最低提示額) / (申請者の提示額) × (配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものをを用います。 ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入します。 <例>最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 30 = 26.666 ⇒ 26.7	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20
	計	20
4 公の施設の管理を適正かつ確実に 行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※1 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか	15
	【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か f 類似施設の管理実績はあるか、ノウハウの保有があるか	15
	計	30
合 計		100%

※1 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等にかかわらず、同等の評価とします。

③審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表>

審査項目	1 県民の平等な利用の確保	2 施設の効用の最大限の発揮	3 施設の効率的な管理	4 公の施設の管理を適正かつ確実に 行うための財産的基礎及び 人的構成	合計
申請者					
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：(株)〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ①指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ②指定管理者が行う管理の基準
 - ③権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
 - ⑤利用料金に関する事項
 - ⑥事業報告等に関する事項
 - ⑦県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - ⑧指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑨指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑩指定管理者の損害賠償義務
 - ⑪管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
 - ⑫管理の業務に関する情報公開に関する事項
 - ⑬指定管理者の名称等の変更の届出
 - ⑭その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月6日(水)	募集要項等の公表
8月6日(水)～8月13日(水)	募集要項等の配布
8月20日(水)	現地説明会の開催
8月20日(水)～8月26日(火)	質問の受付
9月5日(金)予定	質問の回答
9月29日(月)～10月6日(月)	申請書受付期間
10月中下旬	選定委員会による審査
11月上旬	指定管理候補予定者の選定結果の発表
11月上旬	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決
	指定管理者の指定
	指定管理者との協定の締結
令和8年4月1日	指定管理者による施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ①指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ②指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。
- ③当該施設が存する富山市は、事業所税の課税団体であり、当該公の施設を管理する指定管理者に対しても、指定管理者が主として利用料金により公の施設の管理事業を行うと認められる場合、事業所税が課税される場合があります。（事業所税についての問い合わせ先：富山市市民税課）

(3) 配付資料

- ①富山県民小劇場指定管理者募集要項
- ②県民小劇場の管理に係る業務仕様書
- ③県民小劇場指定管理者申請様式集
- ④参考資料（施設配置図、施設平面図、県民小劇場企画事業一覧、富山県公立文化施設協議会規約、備品一覧表、富山県民会館等利用料金の減免基準、富山県民小劇場条例、富山県民小劇場条例施行規則、

- 富山県民小劇場の利用料金の額について)
- ⑤公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

問い合わせ先
富山県生活環境文化部文化振興室
文化政策課文化施設担当
事務担当：宮本、武田
TEL／076-444-3436 FAX／076-444-4438
E-mail／abunkashinko@pref.toyama.lg.jp